

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	9	
①	②	③	④	⑤	⑥

令和0年分
開催分

9

(ふりがな)

にほんやくぎょうけいざいけんきゅうきょうかい

1 政治団体の名称 日本薬業経済研究協会

2 主たる事務所の所在地 大阪府東大阪市鴻池徳庵町1-6

ヒグチ産業㈱内

3 代表者の氏名 樋口 俊一

4 会計責任者の氏名 亀田 綱介

事務担当者の氏名

(電話) 亀田 綱介

03-3381-1993

樋口 裕子

(電話) 090-3236-2636

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☒ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| ☒ 有 | |
| ☐ 無 | |
| 公職の種類 | 参議院議員 |
| (現職・候補者の別) | (候補者等) |

資金管理団体の届出をした者の氏名 樋口 俊一

国会議員関係政治団体の区分

- | | |
|--|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 | |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 | |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 | |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 | |

公職の候補者の氏名 樋口 俊一

公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)

公職の候補者の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2, 219, 328
(前 年 か ら の 繰 越 額)	219, 328
(本 年 の 収 入 額)	2, 000, 000
支 出 総 額	1, 260, 159
翌 年 へ の 繰 越 額	959, 169

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その4)

(4) 借入金			
行番号	借入先	金額	備考
1	樋口裕子	1,000,000	令和6年4月1日
2	樋口裕里子	1,000,000	令和6年4月5日
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	この頁の小計	2,000,000	
	合計	2,000,000	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備	考
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	150,219		
(4) 事 務 所 費	246,542		
小 計	396,761	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	779,558		
(2) 選 挙 関 係 費	24,823		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	59,017		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	863,398	0	
合 計	1,260,159		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	150, 219				
	合 計	150, 219				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所管理費	50,000	R6/5/29	上村成生	東京都千代田区九段南3-8-13九段靖苑ビル9階	
2	造作修繕費	27,365	R6/8/31	株式会社安藤醸造北浦本館	秋田県仙北市角館町雲然山崎42-1	
3	賃借料	13,200	R6/10/28	三菱HCビジネスリース（株）	東京都港区西新橋1-3-1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	90,565				
	そ の 他 の 支 出	155,977				
	合 計	246,542				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会議・会合費、旅費交通費、渉外・交際費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	行事会議費	11,570	R6/2/13	(株)紀ノ國屋インターナショナル	東京都港区北青山3-11-7	
2	行事会議費	17,672	R6/9/1	ANA FESTA (株)	東京都大田区羽田旭町10-8	
3	渉外費	11,600	R6/9/21	桃林堂	東京都台東区上野桜木1-5-7	
4	交際費	16,400	R6/11/3	UN BOURBON	新潟県新潟市中央区花園1-1-1Cocoloniigata 2FEastside	
5	お見舞金	50,000	R6/5/14	田中孝明	東京都国分寺市東恋ヶ窪4-14-5-301	
6	お見舞金	50,000	R6/6/20	田中孝明	東京都国分寺市東恋ヶ窪4-14-5-301	
7	お見舞金	50,000	R6/7/31	田中孝明	東京都国分寺市東恋ヶ窪4-14-5-301	
8	お見舞金	50,000	R6/9/10	田中孝明	東京都国分寺市東恋ヶ窪4-14-5-301	
9	お見舞金	50,000	R6/11/24	田中孝明	東京都国分寺市東恋ヶ窪4-14-5-301	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	307,242				
	そ の 他 の 支 出	472,316				
	合 計	779,558				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費	
					陣中見舞い	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	陣中見舞い	17,323	R6/10/3	(株)三越伊勢丹 伊勢丹新宿 本店	東京都新宿区新宿3-14-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	17,323				
	そ の 他 の 支 出	7,500				
	合 計	24,823				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					調査費・研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	59,017				
	合 計	59,017				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借 入金
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	樋口俊一	10,000,000		
2	樋口裕子	11,000,000		
3	樋口容子	4,000,000		
4	樋口裕里子	2,500,000		
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☒ 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 30日

政治団体の名称 日本薬業経済研究協会

会計責任者の氏名 亀田 綱介



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和 7年 5月30日

日本薬業経済研究協会

代表 樋口 俊一 殿

登録政治資金監査人

上村 成生 

登録番号

第1888号

研修終了年月日 平成21年1月16日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本薬業経済研究協会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本薬業経済研究協会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、

領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて
支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書
等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載され
ていた。

3 業務制限

日本薬業経済研究協会と私との間には、法19条の13第5項の規
定に違反する事実はない。

以 上